別添

**適合証明書記載要領**

１　記載要領

(1) 適合証明書及び別添について、使用する言語は日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付すること。）とし、Ａ４判の紙媒体で提出すること。

(2) 別添の記入欄が不足する場合には、適宜の様式で別途作成又は別紙に記載した上で、適合証明書に添付すること。

(3) 別添を作成する際は、各項目の内容を確認できる添付資料を必ず添付するとともに、必要事項を記述した上で提出すること。

(4) 添付資料は、別添の各項目に対応しているものとする。

(5) 添付資料には、仕様要件を満たしていることを証明するため該当部分を付箋、マーカー又は丸囲

み等により分かりやすくすること。

２．提出部数

適合証明書、別添及び添付資料は、正1部及び副1部を提出すること。

３．その他

委託者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

添付資料

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

添付資料

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

（別添）

要求仕様一覧

証明書

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

適合証明書

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

別紙１

**適　合　証　明　書**

年　　月　　日

国立研究開発法人　医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長　中村 祐輔　殿

所　在　地

会　社　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

「指定難病患者データベース 所内RDBシステム機能拡張業務(５次開発)」（令和7年３月７日付公告）の契約に際し、本調達仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。

詳細は、各要求仕様一覧および添付資料をご参照願います。

（本件に関する問い合わせ先）

担当部署　：

担当者名　：

電　　話　：

ファックス：

電子メール：

別紙１（別添）

**適合証明書詳細一覧表**

| No. | 仕様書の要件 | 証明にあたっての補足 | 詳細内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 受託者における遂行責任者またはチームリーダーは、本作業と同様の作業の遂行責任者としての経験を有すること。 | 体制図、実績証明書により証明すること。 |  |  |
| ２ | 受託者における遂行責任者またはチームリーダーは、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験（PM）の合格者またはプロジェクトマネジメント協会が認定するPMP（Project Management Professional）の資格を有すること。 | 体制図、証明書により証明すること。 |  |  |
| ３ | 受託者における情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ業務の管理を行うこと。情報システム設計・構築・運用保守のプロジェクトの経験を有し、情報処理安全確保支援士（RISS）又は旧情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト試験（SC）、旧情報セキュリティアドミニストレータ試験（SU）のいずれかの資格を有すること。 | 同　上 |  |  |
| ４ | 設計・開発を行う担当者は、WindowsおよびLinuxコマンドライン操作、バッチファイル作成・実行など、ファイル処理を行う開発経験が３年以上あること。 | 同　上 |  |  |
| ５ | 設計・開発を行う担当者は、リレーショナルデータベース(MySQLまたはMariaDB等)を利用したシステム開発の経験が５年以上あり、RDBを用いてカラム構造変更を考慮した設計および1,000万レコード以上のデータウェアハウス(DWH)の設計経験があること。 | 同　上 |  |  |
| ６ | 患者臨床データ、臨床情報個人票データ等の10万件以上の取り扱い経験があること。 | 実績証明書により証明すること。 |  |  |
| ７ | プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際規格）、JIS Q 27001認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。 | 証明書により証明すること。 |  |  |

（注１）適合欄には、仕様書の要件に適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」を記載すること。

（注２）各項目の要件を証明する資料（ただし、要件を満たす事項をマーカーペン等でわかりやすく印を付けること。）を添付すること。詳細内容欄には、証明する資料の名称等を記載すること。

（注３）提出する資料については、特段の専門的な知識や製品に関する知識を有することなく、適合の判断ができるものであること。

（注４）提出する資料は、なるべく具体的に記述されていること。記述内容が不十分と認める場合には審査不合格とすることがある。

（注５）適合証明書に添付する資料は、必要最小限とすること。